

特集

たんの吸引， 医行為をめぐる連携

4月1日，特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（医政発0401第17号）において，特養の介護職員が一定の研修を受け，医師の指示の下で看護師と連携しながら口腔内の吸引や経管栄養を行なうことは「やむを得ない」とする通知が出されました。

今後は特養以外の施設や在宅においても行なえるよう，法律の改正も視野に入れた動きが始まっているとも耳にします。

介護職によるたんの吸引，医行為について，介護と看護，それぞれを尊重したスムーズな連携について特集します。